

平成29年10月5日付け質問書に対する回答

要請事項

1. 全県民に対して、安定ヨウ素剤の事前配布を求めます。
2. 安定ヨウ素剤の必要性等について、住民説明会の開催を求めます。

要請事項についても、どのように対応されるのか回答を求めます。

(答)

1. 安定ヨウ素剤の配布、服用については、国の原子力災害対策指針等に沿った上で県民の安全に配慮していくことが重要だと考えています。

国の原子力災害対策指針では、5 kmから30 km圏内については、全面緊急事態に至った場合でも、直ちに避難するのではなく、まず屋内退避を実施し、その後、原子力施設の状況や空間放射線量率などに応じ、避難などの防護措置を講ずることとされており、また、同圏内の安定ヨウ素剤については、市町の庁舎や学校などに備蓄し、服用が必要なときに緊急配布を行うこととされています。

また、30キロ圏外におけるブルーム通過時の防護措置としては、原子力発電施設の状況等を踏まえて原子力規制委員会が指示する範囲において放射線物質が到達する前に屋内退避することとなっています。

なお、30キロ圏外で万が一避難等があり、ヨウ素剤が必要となった場合の安定ヨウ素剤としては、国において、全国の各ブロック(九州では熊本県)に備蓄がされているところです。

なお、佐賀県においては、UPZについては、指針等において許容されている高齢者や要支援者など緊急時に受け取りが困難と考えられる住民に対する事前配布について、1月から実施していきます。

2. 安定ヨウ素剤については、例年全戸配布している「原子力防災のてびき」などを通じて周知をしています。今年度も、年未年始に県内全戸に「原子力防災のてびき」を配布することとしています。

質問事項

1. 避難訓練時に配布されたチラシには「放射性ヨウ素を吸入する前の24時間以内に安定ヨウ素剤を飲めば90%ブロックする」とあります。また、原子力規制庁『安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって』には、放射性ヨウ素が体内に取り込まれた後に安定ヨウ素剤を服用しても効果は極めて小さいと記載されています。

「吸入前の24時間以内」について、県はどうやって知ることができますか。

(答)

1. 安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されるため、原則として、原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘案し、避難や一時移転と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断します。その判断に基づいて国の原子力災害対策本部が服用指示を出し、県、市、町はこの指示を受け、住民へ服用の指示を出していきます。

いつ誰が服用の判断・指示を出し、住民にどのように伝えるのか、分かりやすく教えてください。

市民団体に政府交渉(2016年11月28日)で原子力規制庁の柿崎雄司課長補佐は「服用は原子力規制委員会が判断するが、服用について明確な判断基準はない」と述べました。これを踏まえて佐賀県知事に「県として服用についてどう判断し、指示するのか」を問う(今年1月12日付質問書)と、規制委の判断に基づいて、国が県や市町に指示を出し、県や市町が住民に指示を出す」と回答しました(6月13日付回答)。これでは住民として不安は消えません。明確な判断基準を示してください。

(答)

原子力規制委員会が原子力施設の状況や空間放射線量率等を勘察し、避難や一時移転と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が服用指示を出し、県、市、町はこの指示を受け、住民へ服用の指示を出していきます。

安定ヨウ素剤の服用は、避難や一時移転の指示に際して、新たなプルーム発生の可能性が考えられるような場合に、予防的な防護措置として服用指示が出されるものと考えられますが、災害時には想定外の状況も考えられるため、専門的な知見をもつ原子力規制委員会において事故の状況を踏まえ判断する、とされているものと考えられます。

『配布・服用に当たって』では「国からの指示を受けることができない不測の事態の場合等には、地方公共団体が服用の判断を行うことも可能である」と記載されています。不測の事態で、国の指示が来ない時には県として服用の判断・指示をしますか。

(答)

連絡手段の断絶など、国から指示を受けることが出来ない場合においては、地方公共団体が判断をできることとなっています。

不測の事態において、県独自の判断が必要な場合には、国の原子力災害対策指針に沿って、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくを防ぐために、県が判断し対応することになります。

2. 避難計画では「毎時20マイクロシーベルトを超えたら1週間以内に避難/毎時500マイクロシーベルトを超えたら1日以内に避難」(佐賀県「原子力防災のてびき」というように高い放射線量に汚染されてから避難することになっています。一般の住宅は屋内退避しても外気が入ってきます。放射能に汚染された外気が入ってくるかもしれません。屋内退避している間や、避難指示が出てから緊急配布場所(集合場所、避難経路上、離島診療所、小中学校等)へ行くまでの間に住民が被ばくしないという、具体的な納得いく説明をしてください。

(答)

原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことです。

このためには、放射性物質の吸入による内部被ばくをできる限り低く抑えることが重要であり、原子力発電所の近くでは、プルームや沈着核種からの高線量の外部被ばくも避ける必要があります。

P A Z (原子力発電所から概ね5km圏内)のような原子力発電所の近くにお住まいの住民の方々については、プルームによる内部被ばくだけでなく、プルームや沈着核種からの高線量の外部被ばくを含めた影響を避けるため、放射性物質が放出される前から予防的に避

難することが基本となっています。ただし、この場合であっても、避難行動に伴う健康影響を勘案して、特に高齢者や傷病者等の要配慮者については、近傍の遮へい効果や気密性が高いコンクリート建屋の中で屋内退避を行うことが有効です。

一方で、比較的施設から距離の離れたUPZ（原子力発電所から概ね5～30km圏内）においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも、まずは屋内退避をとることが基本となっています。

屋内退避により、吸入による内部被ばくを、木造家屋においては四分の一程度、気密性の高いコンクリート建屋のような施設においては二十分の一程度に抑えることができるとされています。

県としては、これらの考えに基づいて住民の避難等の防護措置を実施することとしています。

3．緊急時に配布する際の、職員、医師、薬剤師等の具体的な配置計画（「場所ごとの担当者名や医師名等」）をお示しください。

（答）

緊急配布については、各市町において公民館や公共施設等において緊急配布場所を定め、緊急配布体制をとっていただいただくこととしています。

なお、緊急時においては、七十数か所ある緊急配布場所すべてに医療関係者を立ち合わせることは現実的でないことから、医療関係者の立ち会いは前提とせず、自治体職員等での対応を前提にしています。

4．昨年12月以降、事前配布について、市町や国とどのような協議をしてきましたが、具体的な日時や内容をお示しください。

（答）

これまでの国及び関係市町との主な協議については、以下のとおりです。

12月末 各市町に情報提供及び意見交換（その後も随時実施）

< 1月～3月 他県でのUPZ事前配布状況把握 >

4月14日 唐津市協議 ヨウ素剤配布に係る方針協議

4月28日 内閣府協議 UPZ配布に係る予算確保、今後の進め方について

6月21日 唐津市、玄海町協議 ヨウ素剤配布に係る方針確認（システムデモ含む）

市町からは、PAZでの事前配布に加え、対象人口や対象範囲も増え、また今後も継続的に実施していく必要があることから、配布管理システムの導入など、効率的に事業実施できるようにしてほしいとの要望

< 以降、県にて実施内容検討 >

10月6日 唐津市と実施内容協議

10月10日 玄海町、伊万里市と実施内容協議

10月10日 内閣府、規制庁と実施内容確認

UPZの受け取り困難者に対する配布については、10月18日に発表しているとおり、11月から希望者の募集を開始し、1月、2月に事前配布説明会を開催することとしています。